



平成17年度《子育て支援》

なかよし広場

阿久比町保育協議会

なかよし広場の
ごあんない

2月の開催

開催日	保育園名	電話	遊びの内容
7日(火)	宮津保育園	48-5002	サーキット遊びほか
7日(火)	北原保育園	48-2986	ゲーム遊びほか
8日(水)	城山保育園	48-5001	わらべ歌遊びほか
9日(木)	東部保育園	48-8812	新聞紙遊びほか
13日(月)	南部保育園	48-6603	新聞紙遊びほか
16日(木)	中部保育園	48-0504	ふれあい遊びほか
21日(火)	草木保育園	48-0903	ハンカチ遊びほか
21日(火)	英保育園	48-0149	サーキット遊びほか

町内八保育園（宮津・北原・城山・東部・南部・中部・草木・英保育園）では、未就園の子どもと親が安心して遊ぶことのできる「なかよし広場」を開催しています。
どの保育園でも結構ですので、ぜひ遊びに来てください。
時間 午前九時～午前十一時半
育児相談は、毎回各園で行います。気軽に相談ください。
保健師が来園します。
二月七日(火) 北原保育園

はさんてつくろう



洗濯バサミをつまんだり、引っ張ったり。指先を使ってあそびましょう。

あそび方
ハンカチや厚紙を洗濯バサミではさんだり、服につけてあそぶ。

* 厚紙を用意し、洗濯バサミをくっつけてみると、いろいろなものに見えてきます。

* 部屋に飾ってみても楽しいですね。

少年事件の処分

家庭裁判所が少年に対して行う処分は、非行を犯した少年を更生させて、再び社会に迷惑をかけることのないようにすることを目的としています。

具体的には、少年を保護観察所の指導、監督に委ねたり（保護観察）、少年院で指導や訓練を受けさせる場合もあります（少年院送致）。少年に刑罰を科すことが適当なときは、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせる場合もあります（検察官送致）。家庭裁判所の教育的な措置によって少年の更生が見込まれるときには、このような処分をしない場合もあります（不処分）。

少年事件では、少年犯罪によって被害に遭った方のために、被害者の気持ちや事件についての意見を述べ、その意見などを審判に反映させる制度や、少年の処分結果を被害者の方に通知する制度などが設けられています。

詳しくは裁判所ホームページを見てください。（裁判所の案内広報テーマ <http://www.courts.go.jp/>）
問い合わせ先

名古屋家庭裁判所事務局

総務課庶務係

☎ 052(223)3411